

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010那第65号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年7月12日（月） 06時00分ごろ	
発生場所	鹿児島県徳之島町 <small>かめとく</small> 亀徳港口付近 亀徳港南防波堤灯台から真方位351° 300m (北緯27°44.5′ 東経129°01.6′)	
事故等調査の経過	平成22年7月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	ヨット フェアリーターン、3.5トン	
船舶番号、船舶所有者等	220-15201新潟、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船底部に破口	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、船体中央部にあるセンターボードの深さが約1.1mで、初めて亀徳港に入り、翌日、同港を出航したが、出口を間違え、リーフに向けて速力約4ノットで北東進中、平成22年7月12日06時00分ごろ、亀徳港南防波堤の北方のリーフに乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1	
その他の事項	船長は、救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、初めて入航した亀徳港から出航中、船長が出口を間違えてリーフに向けて航行し、同リーフに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、亀徳港を出航中、船長が出口を間違えてリーフに向けて航行したため、同リーフに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	